平成２４年（フ）第４９２号
鹿児島県鹿児島市上荒田町２番５号エクシード中洲401号
債務者　山﨑　恵美
1　決定年月日時　平成25年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第４９８号
鹿児島県鹿児島市田上６丁目９番11号岡山ハイツ102号
債務者　三浦　秀枝
1　決定年月日時　平成25年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第５１２号
鹿児島県鹿児島市南新町25番12号井上アパート201号
債務者　野間　康弘
1　決定年月日時　平成25年１月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第１１５号
鹿児島県出水市昭和町４番10号　アネックスローズマンション107号、前住所鹿児島県出水市野田町下名3644番地２
債務者　西田　英智
1　決定年月日時　平成25年１月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２４年（フ）第１２５号
鹿児島県薩摩川内市五代町2007番地　西田コーポ103、前住所鹿児島県薩摩川内市樋脇町市比野15番地11
債務者　田上　恵美
1　決定年月日時　平成25年１月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２４年（フ）第２４２号
長野県中野市大字一本木75番地１　みゆき荘205号室
債務者　渡邊　敏子
1　決定年月日時　平成25年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月19日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２８２号
長野県須坂市墨坂南１丁目８番21号
債務者　山崎　敏美
1　決定年月日時　平成25年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月19日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１５７８号
京都市上京区千本通丸太町上る２筋目東入小山町908番地56
債務者　鈴木　　修
1　決定年月日時　平成25年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月19日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第４２８号
奈良県生駒市東生駒１丁目162番地　パークスイーツ503
債務者　吉島眞智子
1　決定年月日時　平成25年１月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月19日まで
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第４７５号
奈良県桜井市大字桜井1259番地
債務者　妹尾　　勇
1　決定年月日時　平成25年１月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月19日まで
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第５０２号
奈良県天理市東井戸堂町427番地１
債務者　札場　　治
1　決定年月日時　平成25年１月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月19日まで
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第５０５号
奈良県生駒市鹿ノ台南２丁目３番地40
債務者　前川　敏夫
1　決定年月日時　平成25年１月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月19日まで
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第２３１号
徳島県板野郡北島町高房字百庵ノ前１番地１コーポエイト105号
債務者　新　　貴博
1　決定年月日時　平成25年１月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月19日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３４７号
徳島市新浜町４丁目３番17号　新浜レジデンス１－Ｃ
債務者　下野　友紀
1　決定年月日時　平成25年１月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月19日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３４６号
青森県東津軽郡外ヶ浜町字平舘磯山429番地
債務者　木浪　剛之
1　決定年月日時　平成25年１月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月21日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１１７号
石川県能美市湯谷町甲61番地
債務者　大島美知枝
1　決定年月日時　平成25年１月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月21日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２５年（フ）第２号
石川県小松市育成町18番地　弥生荘３号、従前の住所石川県加賀市片山津温泉シ13番地４第一大和荘11号室
債務者　鍋田　博信
1　決定年月日時　平成25年１月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月21日まで
金沢地方裁判所小松支部